

秋田県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

秋田県教育委員会委員長 岩 佐 信 宏

秋田県教育委員会規則第九号

秋田県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

秋田県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成十三年秋田県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第十条を第十一条とし、第九条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

（特定個人情報についての特例）

第九条 条例第三十三条の二の規定の適用がある場合における次の表の上欄に掲げるこの規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二条第一項		第十五条第二項	第三十三条の二第二項の規定により読み替えて適用される条例第十五条第二項
第二条第一項第一号及び第二号	、第二十六条の八第二項及び第二十八条第二項	及び第二十六条の八第二項	及び第二十六条の八第二項
第二条第一項第二号	開示を受け、又は申出をする	又は開示を受ける	又は開示を受ける
第二条第一項第二号	遺族又は法定代理人（	条例第三十三条の二第二項の規定により読み替えて適用される条例第十四条第三項に規定する	

2 条例第三十三條の三の規定の適用がある場合における次の表の上欄に掲げるこの規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二條第一項	第十五條第二項	第三十三條の三第二項の規定により読み替えて
第二條第一項第三号	代理人（以下「代理人」という。）（	
	遺族又は法定代理人に	代理人に
	その他遺族又は法定代理人	、委任状その他代理人
	法定代理人（	代理人（
	し、又は申出をする	する
第二條第一項第四号及び第二項並びに第三條の見出し及び同条（第四項を除く。）	その他法定代理人	、委任状その他代理人
	法定代理人	代理人
第三條第一項	第十四條第三項	第三十三條の二第二項の規定により読み替えて適用される条例第十四條第三項
第三條第二項及び第三項	条例	条例第三十三條の二第二項の規定により読み替えて適用される条例

	適用される条例第十五条第二項				
	、第二十五条第三項、第二十六条の八第二項及び第二十八条第二項				
第二条第一項第一号及び第二号	開示を受け、又は申出をする				
第二条第一項第二号	遺族又は法定代理人（	条例第三十三条の三第二項の規定により読み替えて適用される条例第十四条第三項に規定する代理人（以下「代理人」という。）（			
	遺族又は法定代理人に	代理人に			
	その他遺族又は法定代理人	、委任状その他代理人			
第二条第一項第三号	法定代理人（	代理人（			
	し、又は申出をする	する			
	その他法定代理人	、委任状その他代理人			
第二条第一項第四号及び第二項並びに第三条の見出し、同条第一項及び第二項	法定代理人	代理人			

第三条第一項	第十四条第三項	第三十三條の三第二項の規定により読み替えて適用される条例第十四条第三項
第三条第二項	条例	条例第三十三條の三第二項の規定により読み替えて適用される条例

附 則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、第十条を第十一条とし、第九条を第十条とし、第八条の次に一条を加える改正規定（第九条第二項に係る部分に限る。）は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。